

印鑑登録システム標準仕様書 [第1.0版] (概要)

自治体システム等標準化検討会 (住民記録システム等標準化検討会) 取りまとめ (令和3年9月29日 公表)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、標準化対象事務として示されてきた17業務(※)に「戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務を加えることを検討する」とされたことなども踏まえ、「自治体システム等標準化検討会(住民記録システム等標準化検討会)」において「印鑑登録システム標準仕様書」を策定。

(※) 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

本仕様書の目的、対象等

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
 - ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
 - ・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- ・全ての市区町村

標準準拠の基準

- ・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- ▷本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

第2章 標準化の対象範囲

- ▷業務要件として標準化の範囲を記載

第3章 業務フロー等

- ▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載
- ▷本仕様書の機能要件の一覧性を高めるツリー図を掲載

第4章 機能要件

- ▷印鑑登録システムが管理する住民の印鑑データ等の項目を統一
- ▷印鑑登録事務(登録・廃止・証明書発行など)の機能を統一
- ▷印鑑登録証及び印鑑登録者識別カードの定義を統一 等

第5章 様式・帳票要件

- ▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

第6章 データ要件

- ▷データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化

第7章 非機能要件

- ▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準(標準非機能要件)」(デジタル庁及び総務省)が定めた標準に従うことを基本とする

第8章 用語

- ▷本仕様書で使用される用語を定義